

選定審査方法について（堺市教育文化センター）

指定管理者候補者の選定に際しては、当委員会において、応募団体の事業計画書（企画提案書）について、評価項目に関する書類審査及び面接審査を行い、当該団体が指定管理者としてふさわしいかを決定する。

1 選定方法について

- （１）応募団体が３団体以下の場合は（ア）総合評価方式、応募団体が４団体以上の場合は（イ）合計点方式により採点を行う。下記審査において、得点が最上位の応募団体を指定管理者の候補者、次順位の団体を次点の候補者として選定する。

ア 総合評価方式

すべての応募団体を対象に、書類審査及び面接審査を実施し、総合して採点評価を行う。

イ 合計点方式

第１次審査として応募書類の審査を実施し、第１次審査合格団体（上位３団体）を対象に第２次審査として面接審査を実施し、それぞれの審査において採点評価を行う。

なお、面接審査の対象となる３団体を選定するにあたり、書類審査の結果、第２位の者もしくは第３位の者の得点が同点となり、それぞれの順位の者が複数団体ある場合については、（４）に記載の方法にて、それぞれの順位の団体を決定する。

- （２）点数は、「200 点満点／人×出席委員数＝満点」とする。

（例：出席委員が４人の場合、

- ・総合評価方式：満点が 800 点となる。
- ・合計点方式：書類審査の満点が 800 点、面接審査の満点が 800 点で、合わせて 1600 点満点となる。）

- （３）出席委員全員の点数を合算し、評価の合計点数が満点の 60%未満の場合には、指定管理者候補者として適格者なしとする。

- （４）最上位の団体が同点で複数ある場合は、各委員の採点において、最上位の団体を順位点 2 点、２番目の団体を順位点 1 点、その他の団体を順位点 0 点とし、その合計が最上位の団体を候補者と決定する。

それでもなお、最上位の順位点の合計が同点で複数となった場合については、次の審査項目表中の優先順位の順に、各採点委員の合計点を比較し、その合計点を比較して、最上位の団体を候補者と決定する。

また、選定後から基本協定締結までの間に指定管理者の候補者が辞退した場合のほか、失格となった場合や指定が取り消された場合は、次点の候補者を指定管理者の候補者とする。

優先順位	審査項目
第1位	(5) 施設の効用を最大限発揮させることができること。
第2位	(6) 管理経費の縮減が図られること。
第3位	(2) 事業計画を確実かつ安定的に実施するに足る経理的基礎その他の経営に関する能力を有すること。
第4位	(3) 利用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ったサービスが提供できること。
第5位	(4) 効果的かつ効率的な管理を実施できること。
第6位	(1) 事業計画が市民の平等利用その他の観点から適切なものであること。
第7位	(7) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が定める要件

2 採点を行う上での趣旨について

- (1) 採点者は、自らが当該施設の利用者であるという観点から、採点を行う。
- (2) 当該施設や採点項目について専門知識を有する場合は、専門的な観点から判断し採点する。
- (3) 以上の趣旨で採点者は、審査表の全ての項目について採点を行う。

3 採点を行う上での目安について

採点は、評価の目安として以下のような段階に分類し、評価を行う。 (点)

配点基準	8 点 満点	10 点 満点	16 点 満点	20 点 満点	25 点 満点	40 点 満点
特に優れている (高度な能力を 有している)	8	9～10	14～16	17～20	21～25	33～40
優れている (十分な能力を 有している)	6～7	7～8	11～13	13～16	16～20	25～32
普通 (一応の能力を 有している)	4～5	5～6	7～10	9～12	11～15	17～24
多少不十分 (多少能力が乏しい)	2～3	3～4	4～6	5～8	6～10	9～16
不十分 (能力が乏しい)	1	1～2	1～3	1～4	1～5	1～8
劣っている (能力がない)	0	0	0	0	0	0

条例に定める指定の要件のうち、「教育委員会が定める指定の要件」の審査項目として、下記のとおり点数を付与する。なお、グループ応募の場合は、4 及び 6 の項目を除き、すべての者が満たしていること。

審査項目 (7) ⑤市の施策に整合する取組実績等（障害者雇用、子育て支援、女性の活躍促進、若者雇用、高齢者雇用、本社・本店、環境マネジメント）

市の施策に整合する応募団体の取組実績等について、次の項目に該当する場合は、配点を上限として項目ごとに 2 点ずつ付与する（6 点を上限とする）。

付与する基準		配点
1	次のいずれかに該当する場合 ・ 障害者の雇用状況報告義務があり、令和 6 年の報告時に法定雇用率達成に必要な雇用障害者数以上の障害者を雇用している場合 ・ 障害者の雇用状況報告義務はないが、障害者（＊）を 1 人以上雇用している場合 ・ 堺市障害者雇用貢献企業である場合 （＊）障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 2 条に掲げる障害者のうち、1 年以上雇用され（又は見込み）、週 20 時間以上勤務している者	6 点
2	次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）第 13 条に基づく認定を受けている場合	
3	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）第 9 条に基づく認定を受けている場合	
4	青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和 45 年法律第 98 号）第 15 条に基づく認定を受けている場合（グループ応募の場合は、1 者以上が満たしていること。）	
5	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）第 9 条第 1 項に規定する高年齢者雇用確保措置のうち、65 歳以上への定年の引上げ（同項第 1 号）又は定年の定め廃止（同項第 3 号）を行っている場合（同項第 2 号の継続雇用制度は対象外）	
6	市内に本社・本店を有している場合（グループ応募の場合は、1 者以上が満たしていること。）	
7	ISO14001 の認証、エコアクション 21 の認証・登録、KES（ステップ 2 以上）の登録又はエコステージ（ステージ 2 以上）の認証のいずれかを受けている場合	

4 審査から採点までの流れ

※ 面接審査の内容は下記の通り。

① プレゼンテーション（15 分）

団体は、自由に自らの団体の紹介、過去の実績や事業計画について、応募書類に基づき説明を行う。時間厳守とし、時間がくれば強制終了とする。

② 質疑応答（30 分程度）

各応募書類やプレゼンテーションの内容等に基づき、質疑応答を行う。

③ 意見交換（15 分程度）

委員同士で意見交換を実施する。

5 応募団体の面接出席者について

（1） 応募団体の代表者又は団体又は責任ある役職者に出席を依頼する。

（2） 応募団体の面接出席者は5名以内とする。

（3） 応募団体から事前に出席者についての報告を求める。

（報告内容：団体名、氏名、役職、所属、連絡先）

（4） 上記の各項目については、面接参加団体が共同企業体等の場合も同様とする。